

議案第11号関連資料

明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的・理由

令和7年度税制改正による令和8年度介護保険料収入の不足を避けるため、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

2 令和7年度税制改正の影響等

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことにより、令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である者の一部について、下記のとおり影響が生じます。

- ・給与所得控除が引き上げられたため、給与所得額を含む合計所得金額が減少する
- ・第1号被保険者本人の合計所得金額が減少することにより、令和8年度の市民税が非課税となり、本人非課税者となる
- ・第1号被保険者の世帯の世帯主及び世帯員のうちのある者の合計所得金額が減少することにより、当該者が令和8年度の市民税非課税となり、第1号被保険者が市民税世帯非課税者となる

その結果一部の被保険者の保険料段階が低い段階へと移動することとなり、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の保険料収入が減少する可能性があります。

3 改正の概要

保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、国において税制改正の影響を遮断するための特例措置を行う介護保険法施行令の改正がなされたため、国に準じて次のとおり改正を行います。

(1) 合計所得金額の判定(附則第11条関係)

給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、令和7年度税制改正により引き上げられた給与所得控除額を加算した額を用いて、介護保険料を算定する。

(2) 市民税課税・非課税の判定(附則第12条関係)

- ① 市民税世帯非課税者の判定に際し、世帯内に令和7年度税制改正の影響により令和8年度に非課税となった者がいる場合には、その者は同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。
- ② 本人非課税者の判定に際し、令和7年度税制改正の影響により当該者が令和8年度に非課税となった者に該当する場合には、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

4 その他

この改正は、令和8年度の保険料算定に限り適用します。また、令和8年度の保険料算定の特例措置は、全国一斉に実施されます。

5 条例の施行日

令和8年4月1日